

間に亀裂を生じておりました。水を上げるために桶水をと
 屋上から下に水を含んで下っている現状でございます。
 われわれの見たところではパイプに亀裂がいろいろの水が厚
 いコンクリートの間から水がしみ出ている。夏だと問題おは
 ずりませんが、二水か冬に凍えた時にはその場所が凍結し
 て下りた問題にほなることも考えられるのでございします。
 事故はいさうちに防ぐのが当り前でありまして、音
 樂教室の天井を見てもその材料が反る一節におきか
 敷か片すれば天井が落ちくるおそれ正追を感ずるもの
 ありまして。二水り建物の管理をばたして教育長を中に
 した教育がほされておるかというか、校長先生が一人を掃
 除をしようとする。その教師の姿を見ても校長に掃除をばた
 教師はそばで見ると、二のちうは面につくも教育長と
 二のちうは着るをもろ今後進めいかれるのかというか、
 以上の所有地の管理と主要建物の管理の面につく今までのま
 ちを掌握して事務怠慢であるかというか、また知りたにし



く今日まで放置された問題であるのか、二水りの点につく
 明確に答弁を求めらるもののでございします。
 (拍手)

(市長石川常太郎君登壇)

市長(石川常太郎君) お答へ申しあげます。

所有地の管理につきましても、二、建物につくは一、質問
 でございますが、個々につくましても私共は承知してい
 ないわけでございますが、二水は私の怠慢にほなるかと思
 いますか、二水りケースについて実は初めは向うわけござ
 いますか、国有地関係につくましてもやはり整備のまきほ
 いず処理のものかいくつがあるわけでございますが、さうい
 点につきましても早くやる方法、またご指摘の点につくま
 しては早く処理をしなければならいと思っております。
 二水は私が役場に参ります時から担当者として話し合
 るある人ですけれども、個々の問題につくましてもよくわ
 かりませんが、とりくにいたしましてその非につくましても
 いろいろ困難な原因にほなることば間違いないわけござい
 します。

といふ二れを処理したいといふ二れは急慢とほるわけで、
何れか土地未処理の標識を仮る専門的にそれにあたりせよ
ければならないのでほかるうかといふ二れを相談してゐるわけ
でございします。その理由は何かわかりません、二十年もの長
い間道路とほるゐる土地に地主さんから税金をとりたい
といふといふ二れは訴に申し訴けたいといふ二れをございします、
処理すべく担当を設けたといふ思ふありしますが、ほかるか
適任者の見えあたらないわけをございします、全知事人、
あるいはいくらかやうした福生町の昔の二れにある程度知
るゐる方とほると手が出せたいといふ点がございします。ほ
るべく早く処理したいといふ二れは私やまよくございして
すが、その方法にまずまずとほかるうまい方法の見あ
たらないわけをございします。とりくにいたしていても大変
申し訴けたいと同時にそれ相応の理由があるといふ二れを
ございします。ほんとに未処理の標識を仮りますと真剣に
二れと取り組んでいかければならないといふ二れを痛切に感

じてゐるわけをございします。今後の問題につきまして
は担当も十分説明がございしたまいかとも知れませんが、
担当からのうしろと説明申しあげます。

ほお建物の検査につきましては二れも私の責任にほるわけ
でございします、今後十分督促するつもりをございします。
訴に答弁にほらないようは話を申し訴けたい次第で
ございします、今後でさるわけ早い標識に何んりかの手段を
講じたといふ二れをお答えていたして、私の答弁にかえ
てきていたで、次をございします。

。土木課長兼市計画課長 森田 猛 君 白席からご答弁申しあげ
ます。

大野課長さんから例をおげ、指摘された場所です、
その示に二れ道路法の関係がありまして、福生町では二れ道路
台帳を昭和三十五、六年度に思いまして、けいれども全部一斉
に変更しております。その際農道のうち二れ道路を公道とし
て認定したといふ点に一つの大きな問題が含み合っているよう

へるにございす。最近の道路買収案について、は地番をばしく
 やるゝあるわけをございす。従い子とやれ、以ての道路に
 つき、子とやれ無番地をございす。その国、財産とばすあり
 す。や、二で、この道路法の旧法から正し、新法が昭和二
 十七年にできたわけをございす。その際、一般の道路法の
 施行法から、子とやれ無番地の道路について、はやれを管理
 とし、か、区画整理道路と見込、人へ、便する、法に無償で買
 付け、たものとみ、ば、二とあるわけをございす。やれ、
 一、この法も管理と、現在まであるわけをございす。か、指摘さ
 れ、し、に、本、法、百、二、三、番地、で、下、か、あ、や、う、く、五、百、十、三、号、線
 だ、と、思、い、子、と、や、れ、二、れ、は、相、当、な、問、題、を、ご、ざ、い、す、と、こ、の
 い、さ、さ、つ、案、に、つ、いて、は、あ、や、う、く、軍、教、も、四、五、十、年、経、つ、と、思
 い、子、と、や、れ、調、べ、て、見、て、せ、ん、と、ゆ、か、り、は、い、め、け、な、申、し、上、り
 ば、い、ん、で、下、か、番、地、が、で、や、一、は、二、と、し、二、と、ご、ざ、い、す、と、
 や、れ、か、ら、八、百、五、十、五、番、地、と、四、十、九、番、地、で、下、か、二、れ、に、つ、き、子
 と、は、現、在、お、い、下、げ、て、は、あ、り、子、せ、ん。従、い、子、と、や、れ、金、額

云々という二とほつりわけでございすすわけでも一応はつりわけ道路が設けてあるわけでございすし、道路法の九十回条二項にありすすわけでも、地が管理しているという場合には交換の必要があれば二れを払い下げることと、もちろん地がございすすか、それから地が交換を受けすす申請者に対して払い下げをするという法的な手段が必要わけをございすす。それから示にその場所につきすすは「市街地」にし、カーブの前を取りわけ道路とするわけですか、一応その示に使用物件の払い下げを受けようという二とをいやる古い道路を地が管理しているという証明物件が必要とほってくるわけでございすす。例えは課金で認定したとかそれから道路に権利を入れたとすれば係来であるかと課金課等重要な証明物件が必要にほってくるわけでございすすか、文書整理の時にそれかと二かにいさすす手続きが遅れているわけでございすす。それから私ともいしたすしそほつりした道路の正式払い下げができていない

廣學齋

現在道路への処置に所あり

大野議員さんが指摘された以上の場面でございまして、

の他にもかたしあるわけございまして、一応私も念頭にお
きまして一度に整理はできせんが少しも早くやりたいと
いう考えをもちております。

○教育長篠原俊夫君へ お伺い学校の二点についてお答之申しあ
げます。お伺い学校の建物が敷地内壊れているという指
摘を受けました。トアー、階段、野水槽、音楽室
天井、二指摘のとおり八月には会計検査がありまして、
学校からやういふ点聞けておりますが早速調査いたし申し
て善処したいと思っております。

それから校長先生が掃除をしてくださる先生が何と
していつかたといふことございまして、校長先生におい
ろ／＼型がありましてやれやれの長所がございまして、
おやうく竹島校長先生は奥蔵銀行という意味で、おやり
にたしたと思っております。校長先生の真意をお聞きいたし
せん、と早計に私から申しあげることもどうかと思つて
やういふ気持で竹島校長先生にお聞きしたものと申すわけ

ございまして。

○九番（下野行夫君へ） 自席から失礼いたしました。

示すか一点の理事長からの答弁ですが、二の問題は

質疑応答をやさして下さると相当時間かかると思つて
のが一点だけお伺いいたしませんが、理事長は二の件につ

今後新しくその機構をもう二通りの処理をやさしく気持
があるのかどうか、例へば新しい「課」とか「課」を設けて専

門的に財産の管理をやさしくすることをもうおられるかど
うか、二の点理事長に二の答を願いたしと思つて、また課長

から話がありましては、当時の公帳はあくまでも
個人名にのりてありますので、その点もよく調べられて今後

の参考にしていただきたいと思つて、それから教育長の答弁
ですが、私はおえて校長が掃除をしてくださるという

問題ではなくして教育者に対する指導するに二どやうい
かという点の答を求めたいんです。二の課で担当する

教育者に対する指導育成をやさしくするのか、細かいことは

最後に税務課長にお願いいたしすか、
の道路におきしそは約四十坪間以上も地主が地代を払う
いると、
手付二十坪以上も地代を払う所もあり二畝に
好しそを調べ調査した時に二畝が明瞭に存在しそは
に好する還付をさける者があるかどうかがその点だけをお
願いいたしす。

に關係するものゝごとく、いふに示すに産業課が担当するに示す
し、既知なると云ふことと、おそれがやることに依り示すか、
やういふやうに既知なるもごういふに示すのことも、得れば是非の
的を成すおそれと考へてあり示す。しかし、おそれか、
人間のおそれか、いふやうに、ごういふに示すに、相当事の既知を
おそれ、おそれと云ふこと、手に知識だけはおそれである、
福生の現状と云ふことも、やはり知らぬに依れば、おそれとい
ふこと、それから官庁の面にもある程度關係し、おそれは
おそれといふこと、非常にに人の意が、おそれか、いふやうに、
示す。早急に、おそれとも困難と思ひ示す、おそれも、私と云
ふ是非とも、おそれは、おそれといふ考へてあり示す。以上各等
といたし示す。

此道の中に施設があるところ、地方税
法上固定資産税につき、その固定資産税
台帳に登録

されてゐるものにつき示し、納税義務があるわけでもございませ
し、奥津道路であり示し、納税台帳に登録されて
いる場合は納税課として徴収し、あり示す。個々にあ
らうよく調べみずとわかり示せんが、その手続きが
終り示し、正式に納税のものを納付した場合はこれは非課税に
するわけになります、その間の私有地としての税金の還付は
人です、やはりこれも税法上五カ年間で受けさかのほうで
還付するといふことにしておりますので、その解決が
この時点では基準として示し、五カ年間で受けさかのほう
で還付するつもりでございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) つぎに一番伊東次郎議員よりお願いい
たし示す。

(一番伊東次郎君登壇)

一番(伊東次郎君) 尊い時間を、議長のお許しをいただき
まして、一般質問のつもりで、理事会を交えていたことを示した

ことを感謝申し上げて示す。

私の質問は四点でございます。

その四点は、いづれも本

年三月の定例議会でも議長が施政方針を述べられた中で、
特に住む、憩ふの人々が安全で健康な暮らし、快適な生活
を、生活の質を向上させるべく、常に行政需要の現況を直視し、つ
ぎに将来計画に基き行政を云々といわれ、四つの基本
政策を発表され示した。これに基き質問したいと思ひ
ます。

その中一点、加美平、西蔵野台地区区画整理施行区
域と多摩川原、福生駅東部の開発区域以外の残り福生
全般の開発は、むしろ区画整理計画に、つぎ議長のご趣意を
聞かせ願ひたいと思ひます。最近の市の交通振興は、既に
混雑をさめめであることは、私がいふまでもありません。
ゆえに開発させるためには道路、排水を整備しなければ
なりません。現在の状況を見ても、ゆえに通るわけである道
路は、都道の西多摩街道と国道十六号線と、二、二、一計画

